

春日市特産品等開発補助金交付に係るコンペティション実施要領

1 目的

- (1) この実施要領は、春日市特産品等開発補助金交付要綱（令和8年3月告示第58号）に基づく補助金を交付する候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。
- (2) 本市は、福岡都市圏の中央部に位置する住宅都市として着実に発展しており、人口密度は九州・沖縄の市町村で一番高い。一方で、住宅都市としての性格から、従業員一人当たり第三次産業売上高、小売商業床効率といった都市型産業の指標が比較的低い状況にある。

このような状況を踏まえ、本事業は、事業者の強みを活かした新たな特産品の開発を支援することで、地域経済の活性化、本市の魅力発信及びブランド力の向上を図ることを目的とする。併せて、当該特産品をふるさと納税の返礼品としても活用し、寄附額の拡大による市の財源確保につなげることを目的とするものである。

2 事業名称

春日市特産品等開発補助事業

3 事業内容

本市の特産品等となりうる商品の開発に対して、市が補助金を交付することで支援するもの。

4 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる額を合計した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、予算の範囲内で交付する。

- (1) 補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（上限：30,000,000円）
- (2) 各種ふるさと納税ポータルサイト内のクラウドファンディングを活用し得た寄附額に2分の1を乗じて得た額（上限：補助対象経費の合計額に3分の1を乗じて得た額）

※ クラウドファンディングは、事業者が希望する場合のみ実施する（必須ではない。）。

5 履行期間

補助金交付決定日から令和9年6月30日まで

6 参加資格

本コンペティションに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 市内に事業所（本店、支店、工場等を問わない。以下同じ。）を有する又は補助事業の開始に際して市内に事業所を新たに設けることを予定している法人、組合その他の団体又は個人で、本市の特産品等となりうる商品の開発を行うこと。
- (2) かすがふるさと応援寄附金協賛企業（以下「協賛企業」という。）として登録していること又は特産品等の開発を開始するまでに協賛企業として登録する意思があること。
- (3) 補助金を用いて開発した特産品等を、補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の終了後3年以上、返礼品等として提供する意思があること。
- (4) 特産品等の開発に際して、定期的に市と協議の場を設け、市の意向を反映した特産品等の開発を行う意思があること。
- (5) 創業から3年が経過していること。
- (6) 市税の滞納がないこと。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 宗教法人法（昭和26年法律第126号）に規定する宗教法人
 - イ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）に規定する政治団体
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業を営む者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、暴力団員又は当該暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
 - オ その他市長が適切でないと認める者

7 参加表明書に関する事項

- (1) 提出書類（各1部）
 - ア 様式第1号「春日市特産品等開発補助金交付申請書」
 - イ 様式第12号「誓約書兼参加表明書」
 - ウ 会社概要又は事業の概要が分かる資料（任意様式）
 - エ 直近3期分の決算書（任意様式）
 - オ 過去の返礼品等提供実績一覧（任意様式）

各返礼品について、出品している市町村、規格、寄附金額、年間の寄附受入額を記載すること。

なお、返礼品出品の実績がない場合については提出は不要。

カ 代表者の本人確認書類の写し

キ 登記事項証明書の写し（法人の場合）

ク 市税の滞納がない証明（交付の日から3月以内のものに限る。）

(2) 提出期間

令和8年7月1日（水）から令和8年7月17日（金）まで

(3) 提出方法

提出書類を17の問合せ先に電子メール、郵送（必着）又は持参にて提出する。

8 質問に関する事項

本実施要領及び本事業に関して不明な点がある場合は、様式第13号「質問書」に質問事項を記載し、令和8年7月10日（金）午後5時までに、17の問合せ先に電子メール、郵送（必着）又は持参で提出すること。

また、電子メールにて提出する場合は、件名を「【質問】春日市特産品等開発補助金交付事業」とすること。

なお、質問に対する回答は、令和8年7月15日（水）までに、春日市ウェブサイトで公開することとし、個別の回答は行わない。

9 企画提案書等の提出に関する事項

(1) 7の誓約書兼参加表明書を提出した者は、次の内容を漏れなく明記した企画提案書（任意様式）をA4版にて提出すること。

ア 特産品等開発事業計画

特産品の開発開始から完成に至るまでの計画を2週間単位等で漏れなく詳細に記載すること。

イ 売上見込計画

開発した特産品をふるさと納税に出品した場合、令和9年以降の3年間でどの程度の売上を見込むことができるか月毎に記載すること。なお、想定する提供価格及び寄附金額は必ず示すとともに、売上の具体的根拠も記載すること。

ウ 補助対象経費の一覧

別表1を元に、特産品の完成に至るまでに必要となる経費の一覧を記載すること。なお、金額には具体的な根拠を合わせて記載するとともに、可能な限り根拠資料（カタログ、見積書等）を添付すること。

エ 生産能力説明

特産品の生産工程及び生産を行う人員体制（人数、時間等）を具体的

に記載すること。また、生産工程のうち一部を外部に委託する場合には、外部に委託する範囲を明確に記載すること。

オ この他、本市ふるさと納税の寄附額を増やすための取組に関する提案

(2) 提出部数

紙媒体で提出する場合には正本1部、副本5部の計6部を提出すること。
なお、電子データにて提出する場合は、部数の指定はない。

(3) 提出期間

令和8年7月1日（水）から令和8年8月21日（金）まで

(4) 提出方法

提出書類を17の問合せ先に電子メール、郵送（必着）又は持参にて提出すること。

10 候補者の選定方法

(1) 1次審査

事務局による企画提案書の確認、外部有識者による経営体制及び財務健全性の審査、及び必要に応じて行う事業者へのヒアリングを通して1次審査を行う。1次審査の結果は、令和8年9月18日（金）に応募者全員へ電子メールにて通知する。

(2) 2次審査

1次審査を通過した事業者については、14の審査委員会において、提出された企画提案書の内容について、11の評価基準に基づき評価採点を行い、その合計点数が最も高いものを選定し、候補者として特定する。ただし、採点結果が満点の60%未満である場合は、候補者とはしないものとする。

また、各委員の点数の合計点が最も高い提案者が複数あった場合は、11の評価基準のうち「提案内容」の点数を比較し決定する。それでも差がつかない場合は、11の評価基準のうち「実施体制」、次いで「費用」を比較し決定する。なお、審査は、非公開とする。

応募事業者が1者のみだった場合には、11の評価基準に基づき、満点の60%以上獲得した場合のみ候補者として特定する。

11 評価基準

評価項目		着眼点	配点
	細目		
実施体制	類似業務実績	本事業を円滑に行うだけの経験と実績を有しているか。	10

	生産体制	本業務を確実に遂行するために、経験の豊富な管理責任者及びスタッフが適切に配置されているか。	10
提案内容	業務への理解度	ふるさと納税における地場産品基準や本業務の目的等を十分に理解した提案になっているか。	20
	提案内容の分析力	提案内容が着眼点・分析力に優れ、実現可能性の高いものになっているか。	20
	業務遂行の確実性	提案内容が具体的かつ本市の寄附額増を達成できるものになっているか。	30
費用	必要経費	事業内容に見合った適切な経費が計上されているか。	10

※ 配点は、審査員1人当たりの点数とし、満点は500点とする。

12 2次審査

(1) 実施予定日時

令和8年9月28日(月) 午後1時から午後5時まで

(2) 実施場所

春日市役所本庁舎 5階 庁議室

(3) 実施方法

企画提案書について30分程度の審査(面接による質疑応答10分程度を含む。)

(4) 審査結果

審査結果は、様式第14号及び第15号「審査結果通知書」に、評価結果を添付して通知する。

(5) その他

審査の実施順は抽選により決定し、日時等の詳細は別途通知する。

13 審査委員会の構成

本業務審査委員会の委員は、委員長を副市長、副委員長を経営企画部長とし、春日市職員3名に、ふるさと納税事業に関し専門的知識及び実務経験を有する外部有識者2名の計5名で構成する。

なお、上記の審査員がやむを得ず審査に参加できない場合は、当該審査員が指名する者を審査員とすることができる。

また、事務局は秘書広報課に置く。

14 留意事項

- (1) 提出期限までに誓約書兼参加表明書を提出しなかった者は、審査に進むことはできない。
- (2) 必要な書類の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出された書類は、審査等本業務に係る事務手続き以外の目的で、提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出書類に記載した内容については、原則として変更できない。
ただし、市の上承を得た場合にはこの限りでない。
- (6) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、全ての提出書類を無効とする。
- (7) 審査内容についての問合せには、一切応じない。また、審査結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

15 補助金交付の手続き

補助金の交付に向けて、市は候補者と特産品等開発に係る詳細等について最終的な協議及び調整を行う。本協議終了後、市は、様式第2号「春日市特産品等開発補助金交付決定通知書」により、補助金の交付決定を通知する。

なお、協議が不調となった場合には、次点の候補者と同様の手続きを行う場合があるものとする。

16 全体スケジュール

項目	期間・期限等
参加表明書の提出期間	令和8年7月1日(水)～7月17日(金)
企画提案書等の提出期間	令和8年7月1日(水)～8月21日(金)
質問の受付期間	令和8年7月1日(水)～7月10日(金)
質問への回答日	令和8年7月15日(水)
1次審査結果通知	令和8年9月18日(金) 予定
2次審査	令和8年9月28日(月) 予定
評価結果通知	令和8年10月1日(木)

17 問合せ先

春日市 経営企画部 秘書広報課 広報広聴担当

住所 〒816-8501 福岡県春日市原町3丁目1番地5

TEL 092-584-1111 (内線 5904) FAX 092-584-1145

E-mail : koho@city.kasuga.fukuoka.jp

別表1 補助対象経費一覧

番号	経費名	例
1	商品企画費及び開発費（事前調査費を含む。）	特産品等の開発に際して、事前に行う市場調査に係る費用等
2	原材料費	試作品の開発に係る原材料費等
3	成分分析費及び検査費	開発過程で必要となる検査に係る費用等
4	土地建物等に係る賃料（補助金の交付が決定した日から当該補助事業が完了した日までのものに限る。）	特産品の開発及び製造を行う場として必要となる土地建物等の賃料
5	施設及び設備の撤去に係る費用	特産品の開発及び製造を行うための施設を建設するに当たり必要となる施設・設備の撤去に係る費用等
6	施設整備費及び改造費	特産品の開発及び製造に必要となる施設の改修工事に係る費用等
7	機械備品費	特産品の開発及び製造に必要となる機械の購入及びレンタル費等
8	商標登録等に係る費用	開発した特産品の商標登録に係る費用
9	消耗品費	特産品の開発に係る消耗品を購入する費用
10	通信費及び光熱水費	特産品の開発に係る施設の通信費、光熱費、水道費
11	広報費（クラウドファンディングに係るものを除く。）	特産品を広く周知するために係る印刷費や宣伝費等
12	デザイン費	特産品及び特産品パッケージ等のデザインに係る費用等
13	その他市長が必要と認める経費	上記以外で、特産品の開発に必要であると市長が認める費用

【注】次に掲げる費用は、補助対象経費としない。

- (1) 他の補助金、助成金その他これらに類する財政的な支援を受け、又は受けることとなっている費用
- (2) 補助金の交付決定前に支出した費用
- (3) 国又は地方公共団体の公租公課の支払に係る費用
- (4) その他市長が適切でないと認める経費